

# 企業のためのFTA原産地規則への対応策 ～動き始めた自己証明制度のメリットと留意点～

日欧EPAとTPP11が発効し、メガFTAを利用するには原産地証明が自己証明制度へと変更されました。これまでの商工会議所が発給する第三者証明制度との違いなどFTA原産地規則を理解することは、今後のビジネス展開にとって非常に重要です。本セミナーでは、原産地規則に造詣の深い麻野良二先生に、主要な業種別に、企業が認識すべきポイントを講演頂く予定です。前半は、貿易システム「TOSS」を活用した貿易業務の効率化について、事例を交えながら解説し、入力業務の軽減、情報共有により生産性向上に役立つTOSSをご説明いたします。最後に、今年3年目を迎えた「IT導入補助金」(最大450万円受給可能)についてご案内させていただきます。

**第27回貿易実務セミナー概要**  
1部 輸出輸入貿易システム TOSS の特徴と導入事例  
株式会社バイナル 岡本、竹内  
2部 『原産地規則への対応はどうすべきか』  
アールFTA研究所 麻野良二氏  
3部 本年のIT導入補助金について

**講師略歴 麻野良二氏**  
株式会社アールFTA研究所 代表取締役、中小企業診断士、関西学院大学・同志社大学ほか非常勤講師  
シンガポール日本商工会議所事務局長などを歴任。  
FTAに20年以上従事、同分野の講演、診断多数。

記

- 開催日時 : 5月16日(木) 午後1時15分～5時(開場:午後12時45分)
- 場所 : 大阪市中央公会堂 大会議室 大阪市北区中之島1-1-27  
(最寄駅:御堂筋線「淀屋橋」5分、京阪電車「なにわ橋」1分、大阪・梅田駅より徒歩15分)
- 対象 : 貿易に携わる中堅以上の実務経験者 (1社2名様まで、人数分お申込み下さい)
- 主催 : ゲイル株式会社 セミナー事務局 TEL.03-5297-7041 FAX.03-5297-7042  
東京都千代田区神田須田町2丁目2-7 トーハン須田町ビル6階
- 共催 : 株式会社バイナル 大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アーバンビル5階  
TEL.06-6252-0502 FAX.06-6252-0503
- お申込方法 : 申込書をご記入の上FAXまたは、ホームページからお申込み下さい  
<http://www.gale-ltd.co.jp/> 【完全予約制】

FAX.03-5297-7042				<b>5月16日セミナー参加申込書</b>			
<input type="checkbox"/> 参加申し込み				<input type="checkbox"/> 資料送付希望(参加出来ない場合)			
お名前				E-Mail	@		
御社名							
部署名				役職名			
ご住所							
TEL.				FAX.			

\*お申込み受領後、5月10日までに地図を記載しました受講票をメールにてお送りいたします